中央市空き家バンク物件解体工事補助金交付要綱

令和４年３月２５日

告示第１４号

（趣旨）

第１条　この告示は、本市の空き家バンク制度を通じて地域の活性化に資するため、空き家を利活用し、本市に移住・定住することを目的として空き家を取得した者において実施する当該空き家の解体工事に要する費用に対し、予算の範囲内において中央市空き家バンク物件解体工事補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、中央市補助金等交付規則（平成１８年中央市規則第４０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　空き家バンク制度　中央市空き家バンク実施要綱（平成２９年中央市告示第４号。以下「実施要綱」という。）第２条第４項に規定する空き家バンクをいう。

（２）　空き家　実施要綱第４条第２項に規定する空き家バンク物件台帳に登録された居住用家屋をいう。

（３）　解体工事　空き家の解体又は除却を行う工事をいい、空き家の一部のみの解体又は除却を除く。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　実施要綱第１０条第２項に規定する空き家バンク利用者台帳に登録されている者であって、空き家を解体し、又は除却し利活用することを主として当該空き家の売買契約を締結した者（空き家の売買契約前の所有者の３親等以内の親族を除く。）

（２）　空き家の解体工事の発注者

（３）　空き家を解体又は除却した日から１年を経過する日までに当該土地に自ら居住し、定住するための住宅を建築する工事請負契約を締結する者であって、本市の住民基本台帳に記録されている者（当該住宅を建築した後に転入する者を含む。）

（４）　本市（転入する者にあっては、転入前の市区町村）における地方税法（昭和２５年

法律第２２６号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)を滞納していない世帯の世帯主又はその世帯に属する者

(補助対象工事)

第４条　補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

（１）　解体工事施工者により行われる空き家の解体工事に要する費用(消費税法(昭和６３年法律第１０８号)に規定する消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)の額が１００万円以上であること。

（２）　建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)その他の法令に違反しない解体工事であること。

（３）　この告示による補助金の交付決定後に着手する解体工事であること。

（４）　国及び地方公共団体等からこの告示と同様の補助金を受け、又は補助金の交付の対象となっていない解体工事であること。

(補助対象経費)

第５条　補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、空き家の解体工事に要する費用とする。

(補助金の額等)

第６条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内とし、１００万円を限度とする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　補助金の交付は、同一の補助対象者につき、１回限りとする。

(補助金の交付申請)

第７条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中央市空き家バンク物件解体工事補助金交付申請書(様式第１号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　位置図

（２）　空き家に係る売買契約書の写し

（３）　解体工事の見積書の写し

（４）　解体工事を行う空き家の外観全景写真

（５） 市税等の納税証明書

（６） 誓約書兼同意書

（７） その他市長が必要と認める書類

２　補助金の交付申請を行うことができる期間は、空き家の売買契約を締結した日から１年を経過する日までとする。

（補助金の交付決定等）

第８条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、中央市空き家バンク物件解体工事補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、規則第６条の規定にかかわらず、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

３　市長は、第１項の審査により補助金を交付することが不適当と認めたときは、中央市空き家バンク物件解体工事補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の額の変更申請）

第９条　申請者は、補助金の交付決定を受けた後、補助対象工事に要する費用に変更が見込まれるときは、あらかじめ中央市空き家バンク物件解体工事補助金変更交付申請書（様式第４号）にその変更の内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の変更交付決定等）

第１０条　市長は、前条の規定による変更交付申請の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を変更することが適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、中央市空き家バンク物件解体工事補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（解体工事の遅延、中止又は廃止）

第１１条　申請者は、補助対象工事が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

２　申請者は、補助対象工事を中止又は廃止しようとするときは、中央市空き家バンク物

件解体工事補助金対象工事(中止・廃止)届(様式第６号)により市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第１２条　申請者は、補助対象工事が完了したときは、当該補助対象工事が完了した日から起算して３０日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、中央市空き家バンク物件解体工事補助金対象工事完了報告書(様式第７号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　補助対象工事に要した費用に係る領収書

（２）　補助対象工事の着手前、施工中及び完了後の状況が確認できる写真

（３）　その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第１３条　市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、その交付すべき補助金の額を確定し、中央市空き家バンク物件解体工事補助金交付額確定通知書(様式第８号)により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による補助金の額の確定の際、必要に応じて申請者立会の下、現地確認を行うものとする。

(補助金の請求)

第１４条　申請者は、前条第１項の規定による通知を受けた後、補助金の支払について、中央市空き家バンク物件解体工事補助金交付請求書(様式第９号)により市長に請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第１５条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

（１）　偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金の交付決定に付した条件その他法令に違反したとき。

（３）　その他市長が適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消し又は既に交付した補助金の返還を命ずるときは、中央市空き家バンク物件解体工事補助金取消・返還通知書(様式第１

０号)により当該補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(台帳の整備)

第１６条　市長は、補助金の交付の状況を明確にするため、台帳を整備し、必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第１７条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

(この告示の失効)

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

３　この告示の失効前にした補助金の交付に対する第１５条の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。